

区画整理の矛盾を裁判で明らかにしよう

「3月28日の臨時集会」報告

事業計画変更決定に対する 取り消し裁判について

佐竹・山本・山口弁護士からのお話

皆さんの反対やチェックが多いため、事業が予定通りに進んでいないので、事業計画そのものを問い直す裁判をやる意味があると思う。裁判は、反対運動の多くの活動の中の一つ。また、反対の意志を外部に訴える機会でもある。

1、前回の裁判(平成14年)で訴えた4本の柱

- 1) 「区画整理法2条違反」：区画整理法の目的に宅地利用の増進とあるが、西口区画整理地域は既成市街地で、既に充分出来ているので、増進の余地はない。道路を増やすことは宅地利用の増進に繋がらない。
- 2) 「都市計画法16条1項違反」：住民の意志を反映しなければならない、という規定に反している。3点合意の捏造や、事業地域の境界決定根拠、恣意的アンケートによる地区拡大等。多数の反対署名の意志が全く反映されていない。
- 3) 「地方自治法2条14項、地方財政法4条違反」：お金は効果的に使わなければいけない、という予算執行の原則に違反。多摩都市モノレールが前提の事業だが、その見通しが全く立たず、事業の前提そのものが崩れている。また、羽村市の財政状況から見て不可能。
- 4) 憲法上の人権を侵害している。

震災後の更地になったような所や田畑の地域であれば区画整理法を使うことにも意味があるかも知れないが、既成市街地で住民が満足して住んでいる地域に、区画整理法の網をかけることは法律の使い方として間違っている。

- ① 財産権の侵害：減歩や清算金を取られる。
- ② 環境権の侵害：歴史的、文化的に保護すべき環境があり、自然にも恵まれ、駅にも近く、住むには暮らしやすい所が破壊される。
- ③ 幸福追求権の侵害：環境が良くてここを選択して住んでいるのに、望んでいない区画整理事業を勝手にされることは、幸福追求権の侵害である。

2. 今回の裁判について

- ① 本来、区画整理の裁判は、仮換地指定の時に対象地権者が事業反対や不利益（面積、日照、形状など）を争います。今回の事業計画変更に対する裁判は、事業計画そのものの違法性を正面から訴えるもので、不利益を受ける区域住民や地権者が原告となり、力を合わせ取り組む裁判です。
- ② 前回の主張に付け加え、具体的な換地計画が出てきているので、照応の原則違反など個々具体的不利益にも踏み込んで、さらに強く訴えます。

* 定期総会において、反対の会で全面的に支援していく事になりました。

3 月市議会の報告

事業の問題点、次々明らかに

「土地権利者の会」を圧力団体に！

山崎：土地権利者の会への補助金30万円は必要ない。

細谷：これからは、集団移転の時、権利者相互の連携や調整に協力してもらおう。
課長

山崎：土地権利者の会は区画整理に協力するために作られた会であり、個々の権利者に対する圧力団体として土地権利者の会を利用することは、認められない。

反対の会コメント

市が仕掛ける圧力と住民分断による事業は、絶対に許してはいけない。

柔軟性がない羽村市区画整理課

鈴木拓也 議員

- 第2次換地案への意見書は312人から提出され、採択はわずか47人。
事業計画変更に対して都の都市計画審議会に出された意見書は539人から912通。ほぼ全てが反対だったが、全て不採択。これほど多くの反対・見直しの声があるにもかかわらず決定できてしまうという仕組みに問題がある。お金の面からも、住民の協力を得ながら工事を進めなければいけないという面からも、事業期間は大きく延び、予算総額も大きく膨らむだろう。
- 27年度に事業計画を見直すなら、その時が、立ち止まって考える好機。
- 埼玉県鶴ヶ島市の一本松区画整理は、住宅が多く建つ市街地で区画整理を始めたが、事業はなかなか進まず、抜本的な見直しをした。区画整理で「まちづくり」を進める地域と、現在の道路を広げて「まちづくり」を進める地域を分け、その結果、当初計画と比べ移転家屋は7割減、予算は5割減になった。また70年と見込

まれていた期間は10年で完成する見通しとなった。鶴ヶ島市議会の議事録を読むと、見直しから4年経て進捗率は91%。更に他の地区の区画整理事業も、同様の手法で計画の見直しをする議論がされていた。この柔軟さは大変参考になると思う。

— 反対の会コメント —

区画整理は「まちづくり」の一手法だが、羽村市が区画整理を「目的」にしたところから間違いが始まった。しかも、東京都職員の天下り先、新都市建設公社（現在の都市づくり公社）に丸投げだ。住民の意向が反映されない事業で、完了は不可能。

都市づくり公社へ 湯水のように流れる市民の血税

門間淑子議員

- 平成27年度から29年度までの3年間の委託額は19億1880万円。公益財団法人東京都都市づくり公社への委託費は一貫して随意契約で、競争原理が働かず不透明。
- 都市づくり公社の一人当たりの人件費は、平成24年まで3万300円だったが、平成26年には3万1900円にまで上昇。今後、更に人件費は上昇し、事業費は膨らむ。
- 東京都の補助金や交付金であれ、国の補助金であれ、羽村市の一般財源からの支出であれ、全て我々の税金だ。

山崎陽一議員

- 都市づくり公社委託は、事務費として直接人件費に加え、諸経費（本社役員の経費や福利厚生費など）として9割が加算され、究極の高コスト。

並木市長は、西口区画整理の起債で借金を残す

山崎：区画整理計画時の経常収支比率（100%に近いほど財政にゆとりがない）は70%台だったが、20年代に入って100%越えたこともある。つまり公共事業をやるだけの事業費は出てこないのではないか。

財務：今後、特別会計において市債（借金）を発行していくという計画もある。

山崎：市長は、この西口の状況を後世に残せないというが、実態は借金を残すことになる。

説明もせず、4ヶ所の移転計画を発表。住民無視！

山崎：羽村大橋拡幅導入部分で3棟移転というが、まず大橋拡幅の説明がないと地域住民には何のことが判らない。説明は何時、どのようにされるのか？

しらうめ保育園周辺も、移転する家だけではなく周辺の人に何時どのように説明するのか？

石川：説明会等は、今後、東京都の動きを捉え、連携を図って実施するので、今、
課長 具体的な時期は明言できない。

しらうめ保育園は、段階を追って、調整を踏まえて説明会を実施していきたい。

鈴木：3・4・12号線にかかる人たちは、全部で何棟動くことになるのか？

石川：現在、その棟数は具体的にカウントしていない。
課長

— 反対の会コメント —

住民に説明会もせず、移転工事ヶ所を発表。また、換地設計図を決定しておきながら、3・4・12号線にかかる棟数は判らないとは、住民を愚弄した答弁。事業施行能力なし。

羽村市の施策の矛盾が^{ひへい}疲弊を招く

山崎陽一議員

- 公共施設等管理計画は、30年後の人口を4万人台と推計して策定。一方、西口区画整理は将来人口を7万人という調査を前提に計画された膨大なハコモノづくり。
- 環境保護の取り組みで市庁舎に太陽光発電設備を設置。電気自動車の推進などで年間23トンのCO2削減を見込んでいる。しかし西口区画整理は、1,000戸を移動や取り壊すが、家屋一棟あたりの解体・新築のCO2排出量は90トンとのデータもあり、膨大な環境負荷を課す。

鈴木拓也 議員「区画整理と一体で進める何の道理も必然性もない」

- 羽村大橋拡幅と新奥多摩街道への接続等は必要と考えるが、都道の整備なので東京都が行うべき。多くの市民が反対する区画整理と一体で進める事に道理はない。
- しらうめ保育園の園舎を大きな地震に耐えられ、多くの子供を預かれるため建て替えも必要と思うが、こちらも区画整理事業と一体で進める事には何の必然性もない。

— 反対の会コメント —

羽村大橋に続く3・4・12号線は都道であり、東京都から買収で行う相当額42億円の交付金が出る。ところが羽村市は、そのお金を区画整理事業費として使うため、3・4・12号線にかかる人たちに、不要であるはずの減歩や清算金が発生してしまう。

「区画整理撤回」を掲げた山崎陽一さんが 3期目の当選を果たしました

これからも、市議会で区画整理の問題を追及し、皆さんにお知らせしていきます。

